

指定管理者制度導入施設の第三者評価結果

開催日	平成27年8月20日	
公の施設の名称	芦屋市立養護老人ホーム和風園	
指定管理者の名称	社会福祉法人聖徳園	
所管課名	福祉部高齢介護課	
指定期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日	
所在地	芦屋市朝日ヶ丘町39番20号	
施設概要	老人福祉法第15条第3項に基づき設置された老人ホームで、在宅生活が困難な高齢者の入所及び短期入所を提供する施設	
業務概要	養護老人ホーム和風園の運営に関する業務 施設、設備等の維持管理に関する業務	
収支の状況	事業計画上の金額	実績の額
平成25年度収入	72,000,000 円	72,728,621 円
平成25年度支出	72,000,000 円	69,974,885 円
平成25年度収支	0 円	2,753,736 円
平成26年度収入	72,000,000 円	72,808,758 円
平成26年度支出	72,000,000 円	69,164,838 円
平成26年度収支	0 円	3,643,920 円
芦屋市指定管理者 選定・評価委員	氏名	所属・役職
	富田 智和	神戸そよかぜ法律事務所 弁護士
	正野 良幸	京都女子大学 家政学部 生活福祉学科 講師
	中野 久美子	芦屋市社会福祉協議会 副会長
	寺本 慎児	芦屋市 福祉部長
評価対象期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日の2年間	

評価項目	説明	点数	得点率	評価
①適正性		各40	160	B
施設保守・運営管理	施設の保守、管理が適正に実施されているか	30	69%	
従業員管理・研修計画	適正に従業員が配置され、労働環境が保持されているか 従業員研修が十分に実施されているか	32		
危機管理	事故・緊急時の体制が十分に整備されているか	22		
個人情報管理	個人情報の管理が適正であるか	26		
②効率性		各40	120	B
事業収支	事業収支は適切に算出され、計画に沿っているか	28	68%	
財政基盤	財政基盤は安定的にサービスを提供できる状態にあるか	30		
内部統制	業務運営に関する内部統制は有効に機能している	24		
③有効性		各40	120	B
事業計画性、透明性	事業が計画的に、かつ透明性を確保して実施されているか 提案されていた自主事業等に計画通り、取り組んでいるか	26	67%	
サービス向上	サービス向上の取組みがされているか	26		
住民・利用者の参画	住民または利用者とのパートナーシップを推進しているか	28		
		得点率	68%	B

利用状況等	項目名	平成26年度	平成25年度	平成24年度
		実績	実績	実績
	年度末入所者数	11 人	14 人	15 人
	新規入所者	1 人	1 人	3 人
	特養等へ措置変更	2 人	1 人	2 人
	死亡	0 人	2 人	0 人
	措置廃止	2 人	0 人	0 人

総合評価	評価の理由
B	定期的な施設の保守点検を行い、利用者に安全に利用していただくなど、管理業務仕様書のとおり、概ね適正に管理運営が行われている。今後、災害や事故への対応についてもマニュアルや手順書を整備し、リスクマネジメントをより図っていただきたい。また、備品管理や会計処理については、市と指定管理者で協議の上、是正し、適切に取り扱うこと。

総合評価結果	得点割合	
S	優良 90%以上	目標・計画を大きく上回る。優れた管理運営が行われたもの
A	良好 75%以上	目標・計画を上回る。良好な管理運営が行われたもの
B	適正 60%以上	計画に沿ったものである。適正な管理運営が行われたもの
C	要努力 60%未満	目標・計画を下回る。一部に課題がある管理運営が行われたもの

講評及び次期指定に向けての課題等

指定管理者に対する意見	施設所管課に対する意見
<p>【備品管理について】 市から平成20年に引き継いだ段階の市の備品台帳とは別に、その後の購入備品については別途リストで管理されていた。平成20年以降の購入備品については備品台帳上、指定管理者と所管課で現状を正確に把握できておらず、更新もできていない。更新を行った市の備品台帳で改めて現物と確認を行ってください。</p> <p>【自動販売機の設置について】 施設内に清涼飲料水の自動販売機を設置していたが、この部分に対する行政財産の目的外使用に係る使用料を計上していない。行政財産の目的外使用として、市に対して申請し、許可を受けて、定められた使用料を負担すべきものです。</p> <p>【職員研修について】 毎月職員研修が行われており充実している。参加者が少ないものについては、その後のOJTなどにより、全体を通じての成果につながるようにしていただきたい。</p> <p>【個人情報の取扱について】 個人情報サーバー、PC等に対する対策は一定されているようであるが、万が一、情報が流出した際に備えて、どのような対応を行うのか、検討しておく必要があります。</p> <p>【危機管理について】 土砂災害等の災害時の対応のマニュアルを作成し、整備することが今後の課題。</p> <p>【市外措置者の措置費について】 入居者のうち1名神戸市から措置されており（平成26年度途中で退園）、その措置費が指定管理料とは別に総勘定元帳に計上されていた。指定管理料については維持管理費相当分及び市外市内を問わず措置対象者の措置費を含めて積算しているため、他市からの措置費をそのまま指定管理者の収入とするべきではないと考えられます。既収入分については、早急に市と協議してください。</p> <p>【地域住民の参画について】 地域住民と利用者の交流の場として盆踊りなどを実施している。施設の利用者が少人数のため、ふれあいの場を設けても盛り上がらない場合もあり、静かな生活を利用者が望んでいるように感じるところもあるが、地域の中に根付いた施設づくりを目指して、特色ある住民参画を進めていただきたい。</p>	<p>【備品管理について】 平成20年に指定管理者に引き継いだ段階の市の備品台帳以降は、市で購入した備品以外については、正確に管理の確認ができていない。指定管理者が平成20年以降に取得ないし廃棄した備品について、聴取し確認を行い、備品台帳を更新し、反映した備品台帳で改めて現物と確認を行ってください。</p> <p>【自動販売機の設置について】 施設内の清涼飲料水の自動販売機の設置については、速やかに行政財産の目的外使用として、市に対して申請手続きをさせ、許可を行った上で、定められた使用料を徴収してください。</p> <p>【市外措置者の措置費について】 他市からの措置費は、市の収入とするべきであり、適正に監理できていない。指定管理者の既収入分については、早急に指定管理者と協議してください。</p>